

第22期第13回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年9月12日（火） 14:00～

2 場 所 豊前海水産会館
京都郡苅田町磯浜町1-2-6
電話 093-434-1704

3 議 題

(1) 福岡県漁業調整規則の改正に伴うあわび、なまこの採捕禁止期間に関する委員会指示について（協議）

資料1

(2) 第22期第3回周防灘三県連合海区漁業調整委員会について（報告）

(3) 小型機船底びき網（手繰第三種けた網）漁業許可について（報告）

資料3

(4) その他

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区でのあわび資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- (1) 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- (2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- (3) 福岡県漁業調整規則第4条の漁業の許可及び漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業の許可（ただし、福岡県知事による許可に限る。）のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、禁止事項に定める期間内においてあわびの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合

令和5年 月 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛

1 指示の適用海域

福岡県豊前海区海面

2 禁止事項

11月1日から12月20日までの期間、あわびを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和5年9月 日から令和10年4月19日まで

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区でのなまこ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- (1) 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- (2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- (3) 福岡県漁業調整規則第4条の漁業の許可及び漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業の許可（ただし、福岡県知事による許可に限る。）のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、禁止事項に定める期間内においてなまこの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合

令和5年 月 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛

1 指示の適用海域

福岡県豊前海区海面

2 禁止事項

4月1日から9月30日までの期間、なまこを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和5年9月 日から令和10年4月19日まで

※前回示した案

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区でのあわび資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- (1) 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- (2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- (3) 福岡県漁業調整規則第4条の漁業の許可及び漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業の許可（ただし、福岡県知事による許可に限る。）のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、禁止事項に定める期間内においてあわびの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合
- (4) 下記の1(2)に示す福岡県豊前海区海域②においては、山口県知事又は大分県知事による、漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合

令和5年 月 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛

1 指示の適用海域

(1) 福岡県豊前海区海域①

別表に示す基点イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、セ、ソ及びタを順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

(2) 福岡県豊前海区海域②

別表に示す基点ク、ナ、ソ、セ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた海域。

2 禁止事項

11月1日から12月20日までの期間、あわびを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和5年9月1日から令和10年4月19日まで

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区でのなまこ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- (1) 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第42条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- (2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- (3) 福岡県漁業調整規則第4条の漁業の許可及び漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業の許可（ただし、福岡県知事による許可に限る。）のうち、同規則第13条に基づく許可等の条件において、禁止事項に定める期間内においてなまこの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合
- (4) 下記の1(2)に示す福岡県豊前海区海域②においては、漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業（以下、「小型機船底びき網漁業」という。）の許可（ただし、山口県知事又は大分県知事による許可に限る。）を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合
- (5) 下記の1(3)に示す周防灘海域①においては、山口県漁業調整規則第4条の漁業の許可（以下、「山口県漁業許可」という。）及び山口県知事による小型機船底びき網漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合又は大分県漁業調整規則第4条の漁業の許可（以下、「大分県漁業許可」という。）及び大分県知事による小型機船底びき網漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合。
- (6) 下記の1(4)に示す周防灘海域②においては、山口県漁業許可及び山口県知事による小型機船底びき網漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合又は山口県知事と入漁協定を締結した県に属する者であって、同入漁協定に基づき採捕する場合。
- (7) 下記の1(5)に示す周防灘海域③においては、大分県漁業許可及び大分県知事による小型機船底びき網漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合又は大分県知事と入漁協定を締結した県に属する者であって、同入漁協定等に基づき採捕する場合。

令和5年 月 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会長 江口 猛

1 指示の適用海域

(1) 福岡県豊前海区海域①

別表に示す基点イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、セ、ソ及びタを順次に結ぶ線と最

大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

(2) 福岡県豊前海区海域②

別表に示す基点ク、ナ、ソ、セ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた海域。

(3) 周防灘海域①

別表に示す基点テ、ツ、チ、ニ、ナ、サ、シ、ス、及びトを順次に結ぶ線と基点トとテの間における大分県国東東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。

(4) 周防灘海域②

別表に示す基点ク、ケ、コ、サ、ナ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた海域。

(5) 周防灘海域③

別表に示す基点ニ、チ、ソ及びニを順次に結ぶ線によって囲まれた海域。

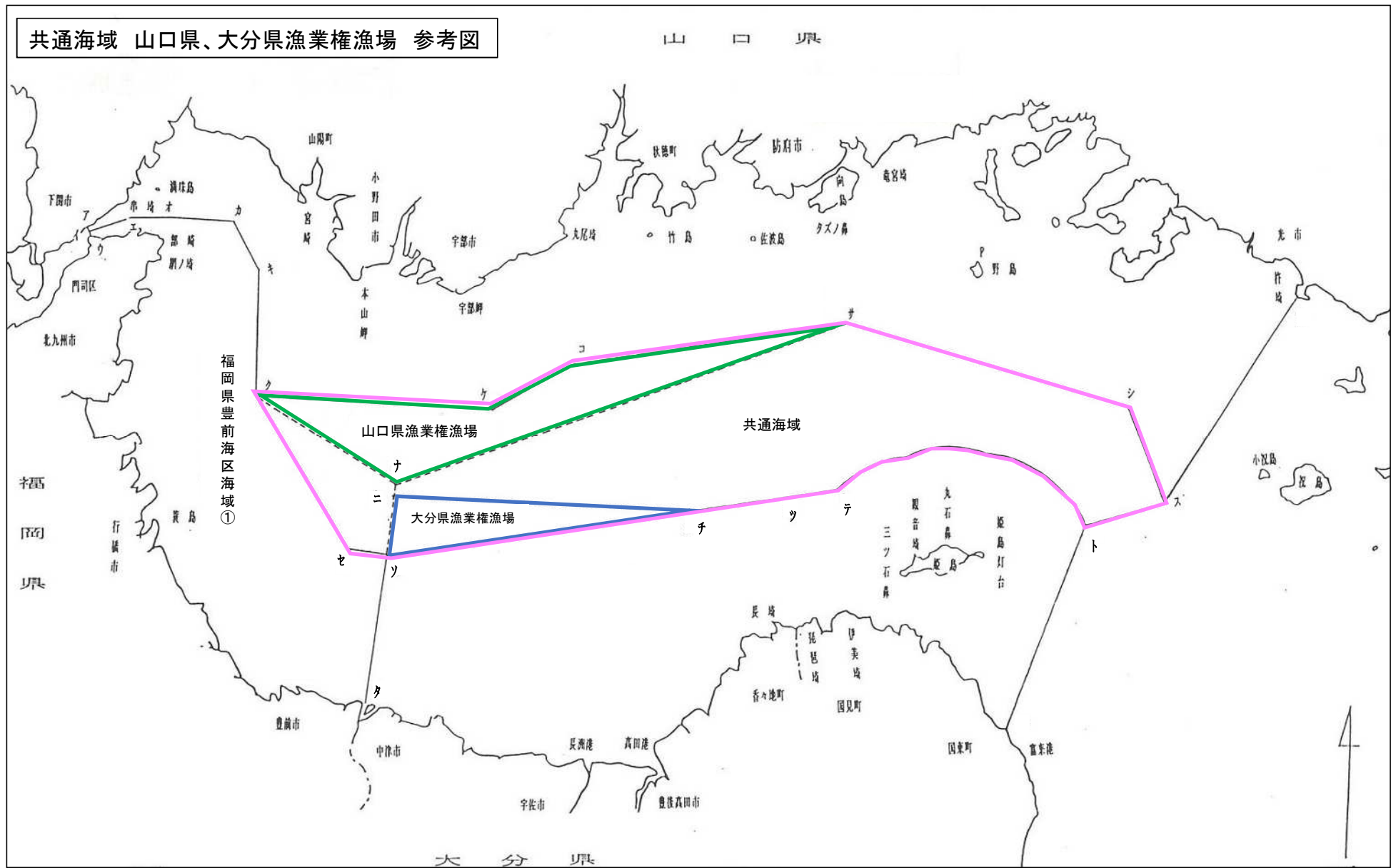
2 禁止事項

4月1日から9月30日までの期間、なまこを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和5年9月1日から令和10年4月19日まで

共通海域 山口県、大分県漁業権漁場 参考図



小型機船底びき網（手繰第三種けた網）漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

| 許可する船舶等の数の上限 | 住所要件 |
|--------------|--|
| なし | 北九州市門司区、同小倉南区、京都郡 苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上 町、同吉富町 |

(2) 船舶の総トン数

5トン未満

(3) 推進機関の馬力数

48kW（調整15）以下

(4) 操業区域

周防灘三県漁業協定書第4条に規定された福岡県知事の管轄海域（以下「管轄海域」という。）及び共通海域（以下「共通海域」という。）

(5) 漁業時期

11月8日から翌年4月20日まで

(6) 漁業を営む者の資格

小型機船底びき網（手繰第二種えびこぎ網）漁業の許可を受有している者

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡県豊前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1)a、b、c、d、e及びfを順次に結ぶ線以西で操業してはならない。

a 北九州市門司区部埼灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）とを結ぶ線の中央点

b 北緯33度56分59秒、東経131度2分38秒の点（旧下関南東水道1号灯浮標）

- c 北緯 33 度 52 分 3 秒、東経 131 度 2 分 19 秒の点（旧井ノ浦港沖灯浮標）
- d 北緯 33 度 48 分 27 秒、東経 131 度 2 分 13 秒に設置された灯浮標（灯質 F 1 R 4 s）
- e カと築上郡築上町築城航空灯台とを結ぶ直線と、クと宇島港西 3 号防波堤灯台とを結ぶ直線との交点
- f 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から真方位 6 度 15 分、5000メートルの点

(2) 管轄区域において、次の期間は操業してはならない。

3 月 16 日から 4 月 20 日まで

(3) 共通海域において、次の期間は操業してはならない。

11 月 8 日から 11 月 9 日まで

ただし、周防灘三県漁業協定書 8 条により規制された海域（ク、ケ、コ、サ、ヌ、ネ、ツ、タ、ソ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた区域）については、次の期間は操業してはならない。

11 月 8 日から 11 月 9 日まで

3 月 19 日から 4 月 20 日まで

(4) 区画漁業権漁場及びます網の周囲 200メートル以内の区域で操業してはならない。

(5) とり貝を採捕する場合は、けたのつめの間隔は 5 センチメートル以上でなければならない。

(6) 午後 4 時から日の出までは操業してはならない。

4 申請者の添付書類等

なし

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、翌月の末日までに報告すること。

6 その他

毎年、周防灘関係県及び周防灘三県連合海区漁業調整委員会で漁業時期について

協議を行う。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

小型機船底びき網（手繰第三種けた網）漁業

参考図 * 漁業時期：11月8（10）日から翌年3月15日（4月20日）まで

